

平成 29 年 12 月 1 日版
株式会社 USEN ICT Solutions

第1条 (サービスについて)

USEN GATE 02 光電話 ビジネス (以下「本サービス」といいます。) はアルテリア・ネットワークス株式会社 (以下「特定協定事業者」といいます。) のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービスです。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条 (約款の読替え)

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書」に記載された内容によるほか、下記「別記」に定める特定協定事業者の約款 (以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。) を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

第4条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」及び「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

第5条 (料金の支払い義務)

本サービスの料金は、本サービスの提供開始日の翌月 1 日から本サービスの提供終了日の属する月分まで発生するものとし、当社の指定する期日までに当社が請求した金額 (消費税等相当額を含む) を支払って頂きます。なお、本サービスの提供開始日は当社から書面にて利用申込者へ通知致します。

2 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

第6条 (申込みの取消し)

利用申込者は、申込みから提供開始までの期間に限り、当社が別途定める料金表記載の一時金を支払うことにより、利用契約の申込みを取消することができます。

第7条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は提供開始日の翌月 1 日から起算して 1 年間とし、当該最低利用期間内に、当社との利用契約を解除された場合、又は契約者の責に帰すべき事由により当社が解除を行った場合は、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応する基本利用料金に相当する額を支払って頂きます。

第8条 (契約者が行う利用契約の解除)

契約者は、自ら利用契約の解除を行う場合、解除日を指定し、その 1 ヶ月前までに当社所定の書面により USEN GATE 02 取扱所に通知する (当社に書面が到達したことをもって通知

がされたものとみなします。)ものとして。なお、指定の解除日に当社にて解除処理ができない場合、当社にて解除日を指定し利用契約を解除するものとして。

第9条 (個人情報の取扱い)

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行います。

第10条 (個人情報の共同利用)

前条に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者(特定協定事業者の業務委託先を含みます。)と共同利用することがあります。

第11条 (個人情報の委託)

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することを予め異議なく承諾するものとして。

第12条 (反社会的勢力に対する表明保証)

加入申込者は、加入契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとして。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく加入契約を解除することができるものとして。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

別記

1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

「光電話 ビジネスサービス規約」

<https://www.arteria-net.com/business/download/>

2. 料金表

本サービスにおける料金表は、特定協定事業者約款別記に準じます。

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
アルテリア・ネットワークス株式会社	株式会社USEN ICT Solutions
UCOM 光接続サービス	USEN GATE 02
ARTERIA 光/UCOM 光サービス取扱所	USEN GATE 02 取扱所
電気通信設備	特定協定事業者が設置する電気通信設備
UCOM 光 オフィスサービス契約約款	USEN GATE 02 オフィスサービス契約約款
UCOM 光 光ビジネスアクセス ギガプランサービス契約約款	USEN GATE 02 光ビジネスアクセス ギガプランサービス契約約款
UCOM 光 スタンダードギガビットアクセスサービス契約約款	USEN GATE 02 光ビジネスアクセス NEXT サービス契約約款
UCOM 光 プレミアムギガビットアクセスサービス契約約款	USEN GATE 02 ハイブリッドアクセスサービス契約約款
UCOM 光 フレッツ・アクセスサービス契約約款	USEN GATE 02 フレッツ・アクセス（U）サービス契約約款
光電話 ビジネス ゲートウェイレンタル規約	USEN GATE 02 光電話 ビジネス ゲートウェイレンタルサービス契約約款

第2表 対象となるサービスの読替え

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス		
光電話ビジネスサービス	USEN GATE 02 光電話ビジネスサービス		
コース	コース	商品名	サービス仕様
コース1	コース1	USEN GATE 02 光電話ビジネス type OAB-J	「OAB-J」で始まる電話番号を使用し、音声通話サービスを受けることができるIP電話サービスのうち、料金表別表 本サービスに係る従量料金額（タイプ1）が適用されるサービス
コース2	コース2	USEN GATE 02 光電話ビジネス type 050	「050」で始まる電話番号を使用し、音声通話サービスを受けることができるIP電話サービスのうち、料金表別表 本サービスに係る従量料金額（タイプ1）が適用されるサービス